

## 高槻市公告第48号

### 高槻市立小学校普通教室教材提示装置（電子黒板）一式の購入に係る 制限付一般競争入札募集要項

高槻市が発注する物品購入について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号。以下「財務規則」という。）第94条の規定により公告します。

令和8年4月3日

高槻市長 濱田 剛史

#### 1 入札対象物品

- (1) 案 件 名 高槻市立小学校普通教室教材提示装置（電子黒板）一式の購入
- (2) 納 品 場 所 高槻市立小学校・教育会館
- (3) 数量及び仕様 仕様書に記載のとおり
- (4) 納 入 期 限 令和8年12月28日

#### 2 応募（入札参加申請）の資格要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の令和8年度入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている者であること。
- (3) 高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

#### 3 質問及び回答

- (1) 受 付 期 間 令和8年4月3日(金)から令和8年4月13日(月)  
受付時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。  
ただし、令和8年4月13日(月)は午後3時までとする。  
郵送の場合は令和8年4月13日(月)必着。
- (2) 問 合 せ 方 法 高槻市ホームページ（高槻市立小学校普通教室教材提示装置（電

子黑板)一式の購入に係る制限付一般競争入札について:以下同じ)に掲載の質問書(様式第5号)により、郵送・持参・FAXのいずれかの方法により行うこと。

提出先 大阪府高槻市桃園町2番1号  
高槻市役所 本館4階 総務部 契約検査課  
TEL 072-674-7501  
FAX 072-674-2198

**※FAXでの提出の場合は、送信後に、質問書を送信した旨を、契約検査課へ必ず電話にて連絡すること。**

(3) 回答の方法 令和8年4月15日(水)午後5時までに、高槻市ホームページにて質問への回答を公開する。

#### 4 入札参加申請について

入札参加を希望する者は、応募(入札参加申請)の資格要件を満たすことを確認のうえ、制限付一般競争入札参加申請書を次に掲げる方法により提出すること。

##### (1) 提出書類

「制限付一般競争入札参加申請書(様式第1号)」

※書類は、高槻市ホームページからダウンロードすること

##### (2) 申請書の提出方法

申請書は、郵送・持参・FAXのいずれかの方法により提出すること。

ア 申請受付 令和8年4月3日(金)から令和8年4月20日(月)

イ 受付時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、令和8年4月20日(月)は午後3時までとする。

郵送の場合は令和8年4月20日(月)必着。

ウ 提出先 大阪府高槻市桃園町2番1号  
高槻市役所 本館4階 総務部 契約検査課  
TEL 072-674-7501  
FAX 072-674-2198

※ 受付期間内に契約検査課に到達すること。

※ **FAXでの提出の場合は、送信後に、制限付一般競争入札参加申請書を送信した旨を、契約検査課へ必ず電話にて連絡すること。**

##### (3) その他

ア 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 申請書に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

ウ 送付に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

## 5 入札参加資格の確認及び通知

提出書類等を審査した後、参加資格確認通知書（様式第2号）を令和8年4月21日（火）付けで申請者宛てに郵便及びFAXで送付する。

なお、当該通知で資格を有するとされた者であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

## 6 入札に係る書類送付

参加資格確認通知書により参加資格有りとした者に対して、FAX及び電子メールにて入札に係る書類の送付を行う。

### ・送付書類

(1) 制限付一般競争入札通知書

(2) 見積明細書

(3) 委任状 ※入札参加者が代理人の場合は、委任状を提出しなければならない。

## 7 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時 令和8年4月27日（月） 午前11時00分

(2) 入札場所 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 本館4階 入札室

## 8 無効の入札

入札書については、財務規則第100条第5項各号に掲げるもののほか、次に該当する入札は無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(1) 参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに関係法令等に違反した者がした入札。なお、参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記資格のない者のした入札は無効とする。

(2) 入札書に記名のない入札または本市へ届出のある使用印鑑が押印されていない入札。

(3) 入札金額を訂正した入札。

(4) その他、入札に関する条件に違反した入札。

## 9 落札の決定

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときには、当該入札をした者によるくじ引きにより落札者を決定する。ただし、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(3) 開札の結果、落札者とすべきものがないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、入札は、3回をもって限度とする。ただし、初度の入札

で無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

#### 10 成立要件

- (1) 参加者が2者に満たない場合は、入札を不成立とする。
- (2) 実施にあたり、事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるとき、その他必要があると認めるときは、延期若しくは中止とする。

#### 11 入札に関する注意事項

- (1) 課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もる契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札保証金は、納付を免除された場合を除き、見積もる契約金額の3%相当額以上の金額を納付すること。
- (3) 予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で最低の価格の入札者を落札者とする。
- (4) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。この場合において、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、単価契約については、この限りではない。
- (5) 契約書の「契約金額」欄には、上記(4)の金額を記載する。また、「消費税等相当額」欄には、課税業者の場合には消費税等額を、免税業者の場合には消費税等相当額をそれぞれ記載する。
- (6) 契約保証金は、納付を免除された場合を除き、契約金額の5%相当額以上の金額を納付すること。
- (7) 免税業者については、その旨、契約検査課長に届け出ること。
- (8) 入札書は当日配布する。
- (9) 入札日には、契約の際に使用する印鑑（入札・契約等の際に使用する印鑑として本市に届け出ている印鑑）を持参すること。  
なお、代理人による入札の場合には、委任状及び代理人の印鑑を忘れないよう、注意すること。
- (10) 入札参加者は、入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共機関に物品を納入するにふさわしい入札参加者としての態度を保持すること。
- (11) 指定された時間を厳守すること。

#### 12 入札保証金 財務規則第99条第3号により免除

13 契約保証金 要 (契約金額の5%相当額以上)

※財務規則の定めるところにより、納付が免除となる場合がある。

14 前払金 無

15 部分払 無

16 契約条項を示す場所及び期間

高槻市ホームページに掲載。また、契約検査課窓口令和8年4月27日(月)まで掲出。

17 契約書作成の要否 要

18 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、財務規則、入札心得、契約条項、仕様書、その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

19 その他

- (1) 本物件は、議決対象案件である。この契約については、仮契約書を取り交わし、高槻市議会の議決を経たときに、地方自治法第234条第5項の契約書とみなす。
- (2) 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

20 問い合わせ先

高槻市 総務部 契約検査課 (担当 森島)

TEL : 072-674-7501

FAX : 072-674-2198